

入間市建設工事における合冊入札実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、入札執行の効率化を図るため、2件の工事（以下「対象工事」という。）を1件の入札案件として執行する合冊入札に関し、必要な事項を定める。

（公告の記載）

第2条 対象工事を合冊入札により執行する場合の公告においては、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 工事名は、「（合冊入札）〇〇工事 外1件」とし、合冊入札である旨を明記すること。
- (2) 工事着手時期及び工期の終期については、受発注者間で協議により決定できる旨を明記すること。

（予定価格の算出）

第3条 合冊入札に係る予定価格は、合冊入札設計額に基づき算出するものとする。

（最低制限価格の算出）

第4条 最低制限価格は、対象工事ごとに作成した設計書に基づき算出した最低制限価格相当額に基づき算出するものとする。

（入札金額の記載）

第5条 入札参加者は、対象工事ごとに入札金額見積内訳書を作成しなければならない。

2 入札書に記載する金額（以下「合冊入札額」という。）は、前項の内訳書の合計額としなければならない。

（落札者の決定）

第6条 予定価格の制限範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

（契約の締結）

第7条 落札候補者との契約は、対象工事ごとにそれぞれ締結するものとする。

2 契約金額の算出は、税抜き価格にて行うものとし、対象工事のうち予定価格相当額が

高い工事を「主体工事」、他方を「関連工事」とする。

- 3 主体工事の契約金額は、以下の式により算出し、千円未満の端数は切り捨てる。

主体工事の契約金額 = 主体工事の予定価格相当額 × 合冊入札額 / 予定価格

- 4 関連工事の契約金額は、合冊入札額から前項により算出した主体工事の契約金額を差し引いた額とする。

(現場代理人及び配置技術者の配置)

第8条 現場代理人及び配置技術者は、原則として対象工事ごとに配置するものとする。

ただし、兼務等については、本市が定める入間市建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する要領の規定を適用する。

- 2 現場代理人の常駐については、現場が稼働していない期間(契約締結後から現場作業着手までの期間及び工事の一時中止期間等)においては、その規定を緩和することができる。

(着手時期及び工期の調整)

第9条 工事ごとの着手時期については、受注者の施工効率等を勘案し、発注者と協議の上、可能な限り配慮して決定するものとする。

(その他)

第10条 記載のない事項については、入札に関する要領等とする。

附 則

その要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。